

ノンキャンセル・ピリオド導入に伴う  
板寄せ直前における注文の取消等の一部禁止に係る規制措置の取扱いについて

表記につきましては下記のとおりといたします。

記

1. 対象商品

日経平均株価指数先物取引 (Large・Mini の全限月)

東証株価指数先物取引 (Large の全限月)

【商品の流動性を考慮し、NCPと同じく東証株価指数先物取引 Large を追加します。】

2. 対象時間帯

日中終値決定時 (15 時 15 分) における板寄せ直前の 1 分間。

【上時間帯以外はNCPを導入しますので、対象時間帯から除外します。】

3. 原則禁止される行為

下の (1) 又は (2) を満たす行為。

- (1) 予想対当値段よりも低い値段の売注文又は高い値段の買注文 (売り・買いとも予想対当値段の注文を含む。) の取消し及び予想対当値段よりも低い値段から高い値段への売注文の訂正又は高い値段から低い値段への買注文の訂正について、下表に定める数量 (小口に分割された場合には同一顧客 (自己勘定の場合は同一アカウント) によるすべての優先する価格帯の小口注文を合算します) 以上の訂正・取消し。

商品名	数量 (売り・買い別)
日経平均株価指数先物取引 Large	250 単位
日経平均株価指数先物取引 Mini	500 単位
東証株価指数先物取引 Large	100 単位

【対象商品に追加する東証株価指数先物取引 Large に数量を設定します。】

- (2) (1) で定める数量未満の訂正・取消しのうち、取消倍率<sup>1</sup> (訂正・取消注文数量 / 約定数量) が 3 倍以上となる注文の訂正・取消し。

【対象時間帯が減少することから変更いたします。】

---

<sup>1</sup>取消倍率等の計算上の留意点

- ・板寄せごと及び売り買いごとに計算。
- ・特定の銘柄において、一度の板寄せで複数回の訂正・取消しが行われた場合や、売り・買い両サイドで注文の訂正・取消しが行われた場合には、最も高い取消倍率を採用。
- ・約定数量が 0 単位の場合は、取消倍率を 3 倍として計算。

#### 4. 禁止行為の適用除外事例【事例の考え方に変更はありません】

上1から3までに抵触する注文の訂正・取消しについて、その理由等が具体的・合理的に説明され、訂正・取消しされた注文が本来は約定させることを前提に発注されたものであること等が確認された場合については、禁止行為の適用除外といたします。

適用除外事例	備考
① 板寄せ直前に、明らかに相場状況が大きく変わるようなニュースが流れたことによりやむをえず行われた注文の訂正・取消しの場合。	ただし、他市場参加者がほとんど反応しないにもかかわらず、特定の市場参加者のみがこれを理由に訂正・取消しを行った場合は詳細な資料の提出等を求めます。
② OSEの原資産を同一とする商品 Large と Mini に買注文（売注文）を出していたものの、一方が安く買える（高く売れる）状況であったため、他方の注文を取り消した場合。	ただし、一方の注文が約定している若しくは板寄せ終了後まで残っていることを条件といたします。
③ OSEの商品間又はOSEの商品と国内外の様々な商品の間で裁定取引を行おうとしたものの裁定機会の消滅によって取消しを行った場合で、かつ、そのときの発注状況や価格等についての具体的かつ合理的な説明がなされる場合。	ただし、左記条件を満たしている場合でも、頻繁に繰り返される場合には、具体的な投資戦略を確認させていただき、注文の訂正・取消しに係る詳細な資料の提出等を求めることがあります。また、投資戦略に基づいた発注等の態様によっては、その発注等の方法を変えていただくなどの対応が必要となる場合があります。
④ ロールオーバーのための注文や他の商品のヘッジを目的とした注文を合理的な理由により取り消した場合。	
⑤ 誤った内容で発注した注文を訂正・取消ししたものであることが明確に説明された場合。	ただし、誤注文であるとの理由であっても、同じことが頻繁に繰り返された場合は、詳細な調査を行います。
⑥ 板寄せ時の価格形成に影響を与えるおそれが低いと考えられる注文の訂正・取消しの場合。	本事例に該当すると見なした場合は、照会を行わない場合があります。
⑦ 上記のほか、注文の訂正・取消しについて具体的かつ合理的な説明が行われ、OSEが適当と認めた場合。	

以 上